

「産業廃棄物処理委託契約書の手引き」における 標準様式の改訂履歴について

(公社)全国産業資源循環連合会が発行している「産業廃棄物処理委託契約書の手引」に記載されている標準様式の改訂履歴は、下記のとおりです。

発行年月ごとに整理しておりますので、ご確認ください。

【令和2年5月・第6版第2刷】

(1) 標準様式1～標準様式3の一部（掲載はP6・12・18。下線部が修正箇所）

【修正後】

第3条第1項 オ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

第3条第1項 カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

【修正前】

第3条第1項 オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

第3条第1項 カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

(2) 標準様式4の「適正処理に必要な情報」の記載欄（掲載はP25）

産業廃棄物処理委託契約約款第3条第1項に基づく委託業務の内容(4)の「適正処理に必要な情報」の記載欄の記載項目の中に次の2項目を追加

- ・水銀使用製品産廃の有無
- ・水銀含有ばいじん等の有無

(1) 記載事項の抜け落ち

《掲載箇所・P31》

表1 委託契約書の法定記載事項

- ／ ※(特別管理)産業廃棄物を委託する際に必要な記載事項
- ／ ⑤委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報

【修正後】

- イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- エ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

【修正前】

- イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- ウ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項